各 補助対象施設 管理者 殿

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部 高齢福祉課長 (公 印 省 略)

平成31年度当初予算における地域介護・福祉空間整備等施設整備 交付金の協議について(通知)

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃からご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成31年3月4日付で関東信越厚生局健康福祉部健康福祉課から、平成31年度当初予算の成立を前提として、標記の協議を実施する事務連絡がありました。

ついては、事業の実施をご検討の上、積極的にご活用いただきますようお願い します。

なお、<u>定員 29 人以下の小規模施設等については、協議書の提出先は事業所所在</u> 地の各市町村になりますのでご注意ください。

1 補助対象事業

- ① 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー整備支援事業
- ② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業
- ③ 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
- ④ 高齢者施設等のブロック塀改修支援事業
- ※補助対象事業によって、補助対象施設が異なりますので、掲載場所にある「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金補助対象整理表」を必ずご確認ください。

2 掲載場所

介護情報サービスかながわ

- → 書式ライブラリー
 - → 5. 国・県の通知
 - → 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

(http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=967&topid=6)

- 3 提出資料(該当事業のみ提出)
 - ①. 「先進的事業整備計画書」
 - ②. 添付書類
 - ア. 平面図、位置図、写真等(現況及び改修箇所が分かるもの)
 - イ. 見積書(公的機関、工事請負業者)
 - ※ 公的機関の見積の提出が難しい場合においては、工事請負業者等の見積 を複数提出すること
 - ③. 「スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象面積確認シート」
 - ※ 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー整備支援事業に該当する 場合のみ提出
- 4 提出方法・部数 紙媒体+電子媒体・3部
- 5 提出先

【郵送・メール】

特別養護老人ホーム、老人短期入所施設(特別養護老人ホームに併設又は定員30人以上の単独型の事業所)、軽費老人ホーム、養護老人ホーム

→高齢福祉課 福祉施設グループ

fshisetsu. 508@pref. kanagawa. jp

介護老人保健施設、介護医療院、有料老人ホーム

→高齢福祉課 保健・居住施設グループ

fukushi-yuryo. 4jk1@pref. kanagawa. jp

通所介護事業所(定員19人以上)

→高齢福祉課 在宅サービスグループ

kaigoshidou@pref.kanagawa.jp

6 提出期限

平成31年3月18日(月)必着

※ 定員 29 人以下の小規模施設等については、提出先の事業所所在地の各市町村へ別途ご確認ください。

【照会先】

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

福祉施設グループ 田中 045-210-1111 内線 4853

保健・居住施設グループ 今野、國久 045-210-1111 内線 4857、4858

在宅サービスグループ 岡田 045-210-1111 内線 4824

都道府県 各 中核市 指定都市

高齢者施設等整備担当課 御中

関東信越厚生局健康福祉部健康福祉課

平成31年度当初予算における地域介護・福祉空間整備等 施設整備交付金の協議について

平素より、介護保険制度及び高齢者保健福祉行政の推進につきまして、格別の ご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の交付金については、介護施設等における防災・減災対策を推進するため、 スプリンクラー等の整備、老朽化に伴う大規模修繕等のほか、「防災・減災、国 土強靱化のための3カ年緊急対策」(平成30年12月14日閣議決定)を踏ま え、施設の耐震化整備、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修、大規模停電時 に医療的配慮が必要な入所者等の安全を確保するための非常用自家発電設備の整 備に必要な経費として、平成31年度当初予算(案)において約64億円を計上 しているところです。

つきましては、事務処理に支障を来さないよう、平成31年度当初予算の成立 を前提として協議の実施をいたしますので、ご協力と事業の実施をご検討の上、 積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

補助対象事業については、これまでスプリンクラー等の整備、耐震化整備、大規模修繕等でしたが、平成30年第2次補正予算協議からブロック塀等の改修や非常用自家発電設備整備といった新たな事業が加わったことにより、広域型(定員30人以上)の施設等が補助対象施設に加わりました。広域型の施設等については、都道府県(指定都市、中核市を含む)が実施主体として対応いただいておりますので、ご留意ください。

また、都道府県におかれましては、管内の市区町村分(指定都市、中核市を除く)の協議についてとりまとめいただきたく、ご協力の程、よろしく御願いします。

なお、交付要綱及び実施要綱については、平成31年度分を予算の成立後、速 やかに送付させていただく予定でありますが、参考として平成30年度第2次補 正予算時点の交付要綱及び実施要綱の案について送付します。

また、平成31年1月9日に行った平成30年度第2次補正予算分の協議から

- の変更点は以下のとおりです。
- ・協議対象事業について、耐震化、ブロック塀等の改修、非常用自家発電設備の 整備のみならず、スプリンクラー等設備整備、大規模修繕等が協議対象となる こと。
- ・補助単価について、建設工事の労務費・資材費の高騰や消費税率の引き上げを 踏まえて、2019年4月より補助単価を約2.8%、2019年10月より 約2.0%と段階的に引き上げること。
- 1. 補助対象事業及び補助協議単価等 <u>別紙のとおり</u>
- 2. 提出資料 (該当事業のみ提出)
 - ① 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー整備支援事業
 - ② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業
 - ③ 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
 - ④ 高齢者施設等の安全対策強化事業

「先進的事業整備計画書」(別添1)

必要添付書類

- ア. 平面図、位置図、写真等(現況及び改修箇所が分かるもの)
- イ. 見積書(公的機関、工事請負業者等の民間事業者) 公的機関の見積の提出が難しい場合においては、工事請負業者等の見積 を複数提出すること
- ⑤ ①、②、③、④に係る整備計画一覧表

「整備計画一覧表」(別添2)

- ※ それぞれ管内市区町村分(指定都市、中核市を除く)をまとめた上で、 登録を御願い致します。
- 3. 提出先

関東信越厚生局健康福祉部健康福祉課福祉係 伊野 〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 埼玉県さいたま新都心合同庁舎1号館7階

4. 提出方法・部数

1. ①、②、③、④の資料 紙媒体 2部

(ファイリング、背表紙を入れ、自治体(可能であれば事業所)ごとに タブ等で仕分して提出)

2. ⑤の資料 紙媒体 2部 + 電子媒体

(管内市区町村分(指定都市、中核市を除く)を一つのエクセルに結合し、 紙媒体と整合を取った上で提出)

5. 提出期限

平成31年3月25日(月)に到着するよう提出

【照会先】

○協議書類や要項等について

厚生労働省老健局高齢者支援課施設係

電話:03-5253-1111 (内線3927)

e-mail: kiban-seibi@mhlw.go.jp

○厚生局への手続き等について

関東信越厚生局健康福祉部健康福祉課 伊野

電話:048-740-0733

e-mail: ino-hiroyuki@mhlw.go.jp